

70歳以上75歳未満の人は

お医者さんにかかるときは  
**保険証兼  
 高齢受給者証**を  
 提示してください



国民健康保険（国保）に加入している人が70歳になると、国民健康保険被保険者証（保険証）と高齢受給者証が一体化した保険証兼高齢受給者証が交付されます。

70歳になると自己負担割合が変わります。その自己負担割合を確認するためのものです。



### 保険証兼高齢受給者証の対象期間

70歳

75歳

国保

国保の保険証が  
 交付されます。

保険証兼  
 高齢受給者証  
 の対象期間

70歳の誕生日が1日の人  
**その月から**  
 75歳の誕生日の前日まで  
 保険証と高齢受給者証が一体化した保険証兼高齢受給者証が交付されます。

70歳の誕生日が2日～末日の人  
**翌月から**  
 75歳の誕生日の前日まで  
 保険証と高齢受給者証が一体化した保険証兼高齢受給者証が交付されます。

後期高齢者  
 医療制度

75歳の誕生日当日から

後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療制度の保険証が交付されます。  
 ※一定の障がいがある人は65歳から対象となります。

### 70歳以上75歳未満の人の所得区分

負担割合は、前年の所得を基準として判定します。

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である

いいえ

はい

同じ世帯に住民税課税所得※145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる  
 ※調整控除が適用される場合は控除後の金額。

はい

いいえ

同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下

いいえ

はい

同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が

2人以上

1人

収入合計 520万円未満

収入 383万円未満

いいえ

はい

いいえ

はい

同じ世帯に旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度に移行した人）がいる

いいえ

はい

旧国保被保険者を含めた収入合計が520万円未満

いいえ

はい

課税所得 690万円以上

はい

課税所得 380万円以上

いいえ

はい

現役並み所得者Ⅲ

（自己負担割合：3割）

現役並み所得者Ⅱ

（自己負担割合：3割）

現役並み所得者Ⅰ

（自己負担割合：3割）

同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額80万円。給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除）を差し引いたときに0円になる

いいえ

はい

低所得者Ⅱ

（自己負担割合：2割）

低所得者Ⅰ

（自己負担割合：2割）